

令和7年度 長崎市立上長崎小学校
学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

1 目 的

この基本方針は、いじめを許さない・見逃さない学校づくり及び児童の尊厳保持のため、本校における「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめに対する措置」等に関する基本姿勢について、教職員はもとより、児童・家庭・地域が共通認識し、いじめの防止等に係る取組を組織的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 目指す児童像 「まちを愛し 人とつながり 夢に向かう 子ども」

3 基本理念

(1) 共通宣言

いじめは、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすことから、いかなる理由によるかを問わず、これを容認しない。
学校、保護者、地域は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、それぞれの責務を果たし、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止に取り組むことを宣言する。

(2) 責務と努め

学校の責 務	いじめの防止、早期発見等の取組の主体となり、保護者、地域、関係機関との連携に係るコーディネーターとしての役割を果たしながら、めざす児童像の育成を図る。
保護者の責 務	子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに努める。また、規範意識の育成を重視し、いじめが許されない行為であることを十分理解させるなど、家庭教育の充実を図る。
地域の責 務	地域全体で子どもを見守り、保護者との連携を密にするとともに、自ら地域の子どもを指導し、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりに努める
子どもの努 め	自分を大切にするとともに、他の人を思いやり、いじめは絶対にしないという約束を守り、互いに仲良く生活できるように努める。

(3) いじめ防止対策推進法（抜粋）の理解と周知

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

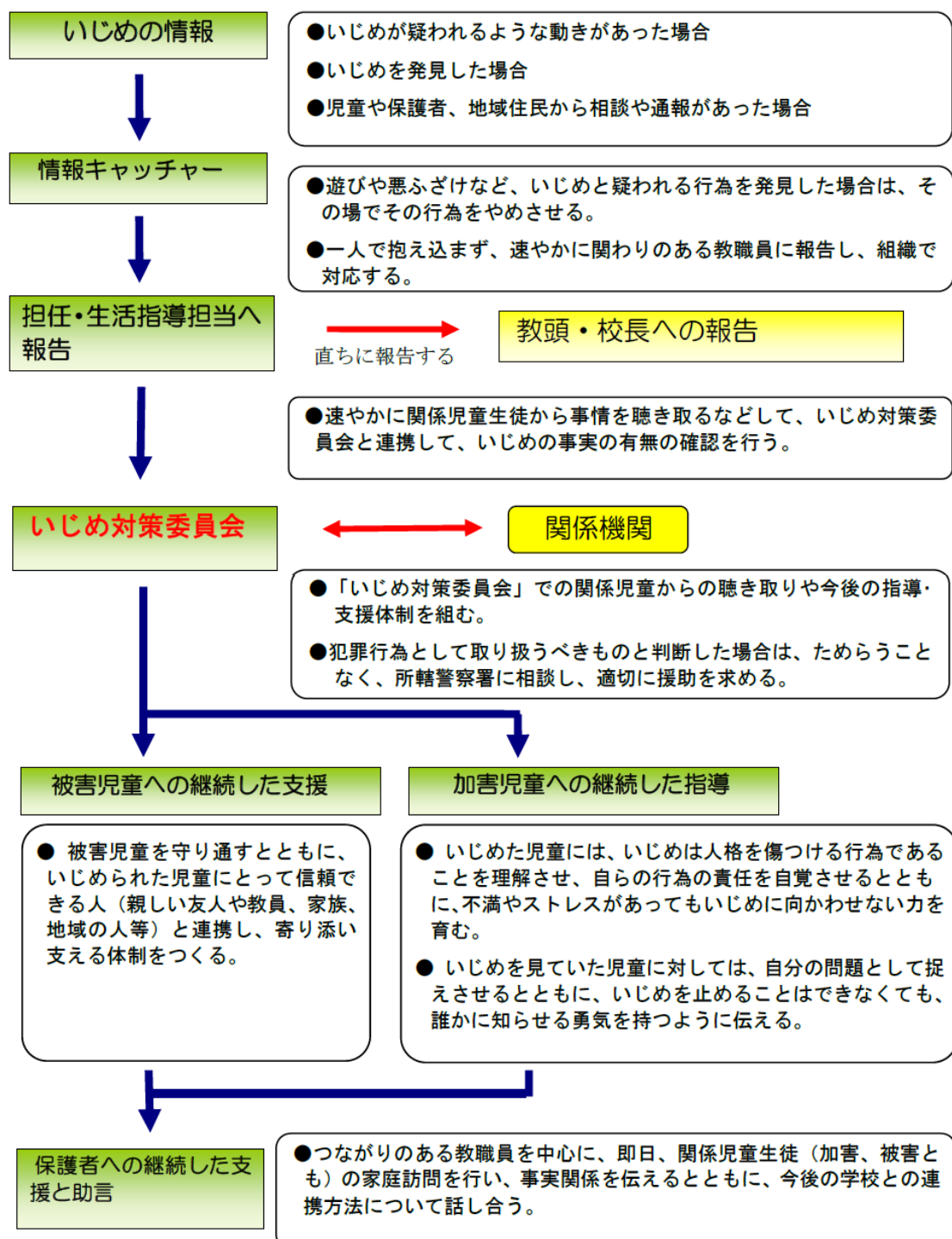
3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

4 いじめ防止に向けての基本方針

- (1) いじめの未然防止として、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- (3) いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭及び育友会・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携の下、推進するものとする。

5 いじめ発生時の対応（フロー図）



6 いじめ重大事態発生時の対応

- (1) 重大事案が発生した場合は、速やかに長崎市教育委員会及び関係機関へ報告する。
- (2) 長崎市教育委員会の指導を仰ぎながら、いじめを受けた児童・保護者への対応を最優先に、いじめ対策委員会を中心とする組織的対応を行う。
- (3) 外部との連絡・調整は、校長に一本化し、情報が漏洩することがないように徹底した管理を行う。

7 いじめ重大事態について

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする
- ・児童が一定期間連続して欠席しているような場合（学校又は教育委員会の判断で重大事態と認識）
＊土日を除いて 7 日間連続欠席が続く場合は教育委員会へ報告

③その他

- ・児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合は、教育委員会へ報告するとともに、早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。また、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合は、直ちに発生報告を行う。（学校→教育委員会→市長）

(3) 重大事態の調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は「教育委員会の『いじめ問題調査チーム』」とする。

8 いじめ防止に係る取組（重点）

(1) 「いじめの防止」

①居場所づくりのために

- 規律を重んじるとともに、自他を認め合い、自己有用感を高められる家庭、学級をつくる。
- 全ての児童が参加・活躍できる授業を展開し、学力の保障を行う。
- 家庭、地域とともに平和教育を推進し、思いやりの心と相手のために動く実践力を育む。

②絆づくりのために

- 家族や教職員、地域の大人が、子供たちに積極的に声をかけ、愛情をしっかりと伝える。
- 班活動、係活動、学級遊び等の充実を図り、人間関係形成能力を育む。
- 児童会による自発的・自治的な活動として、いじめの防止等に係る学びや取組を行う。

(2) 「いじめの早期発見」

- 「子供がいるところには、教職員がいる」を合言葉に、日々の観察の充実を図る。
- 給食時間を利用した個別面談や生活ノートの活用等により、信頼関係を構築する。
- 「心の時間」や学習者用 PC を活用し、定期的にアンケート調査を行う。
- 「相談室」利用の周知及び相談員（学校サポーター）との情報共有に心がける。
- 保護者や地域住民との情報交換を密にするとともに、児童の気になる言動やいじめ問題に対して保護者が即座に相談できる信頼関係を築く。

(3) 「いじめに対する措置」

- ①いじめの疑いが発見された場合、関係教職員を中心に、正確な事実把握を行うとともに、「いじめられた児童、情報提供をした児童」を徹底して守る体制を整える。
- ②いじめ事案としての対応が必要となった場合は、いじめ防止対策委員会を開き、事実確認と今後の指導方針、SC活用や関係機関との連絡の有無等について明確にする。
- ③指導方針に基づき、学級担任を中心としながらも、「いじめられた児童への対応者」、「いじめた児童への対応者」、「保護者への対応者」を配し、組織な取組を行う。
- ④ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察との連携を図る。
- ⑤いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行いうとともに、当事者以外の児童及び学級全体に対する指導を含め、継続した指導を行う。
- ⑥いじめ発生事案を基に、これまでの未然防止の取組等を検証し、必要な改善を図る。

9 令和7年度 いじめ防止に係る主な年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	個人面談（希望者のみ） 生活アンケートの実施（個人面談）	10	生活アンケートの実施（個人面談）
5	生活アンケートの実施（個人面談）	11	生活アンケートの実施（個人面談）
6	教育週間（道徳授業公開） 生活アンケートの実施（個人面談）	12	人権集会 生活アンケートの実施（個人面談）
7	個人面談（全員） 生活アンケートの実施（個人面談）	1	生活アンケートの実施（個人面談）
8	平和集会 職員研修（情報交換会等）	2	生活アンケートの実施（個人面談）
9	民生委員との情報交換 生活アンケートの実施（個人面談）	3	次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 生活アンケートの実施（個人面談）

10 いじめ問題に関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
長崎市こども相談センター（メール・LINE相談あり）	095-829-1122	8:45～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
長崎市こども・子育てイオカ相談（LINE相談あり）	095-822-3725	8:45～17:30（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325	10:00～22:00（月～金） （土曜日は18時まで）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786-714	9:00～17:45（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）
こころの電話	095-847-7867	9:00～15:15（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
24時間子供SOSダイヤル	0120-078-310	24時間（毎日）
チャイルドライン	0120-997-777	16:00～21:00（毎日）
長崎市教育委員会学校教育課（生徒指導係）	095-829-1195	9:00～17:30（月～金）

学 校 生 活

～ いじめられている子のサイン ～

- ☐ どこかおどおどしている。脅えているように感じる。
- ☐ 浮かない顔や下を向いていることが多い。薄笑いが多い。教師と視線を合わせない。
- ☐ 一人でいることが多い。保健室や図書室によく行く。
- ☐ よい発言や活動をしたのに賞賛が得られない。
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ 遅刻、欠席が急に増えた。
- ☐ 衣服の汚れや傷・あざがある。
- ☐ グループ編成などで孤立する。
- ☐ 仲のいいグループから急に離れた。
- ☐ 友達よりも教師と話したがる。

～ いじめている子、いじめが起こっている集団のサイン ～

- ☐ 特定のグループばかりで行動する。
- ☐ グループ内だけの隠語を使っている。
- ☐ 言葉遣いが荒くなる。
- ☐ 買った覚えのない品物を持っている。
- ☐ 特定の子に対する笑いや冷やかしが目につく。人をばかにするような言動が目につく。
- ☐ あからさまに教師の機嫌をとる。また、逆に教師の指導を素直に受け取れない。

家 庭 生 活

～ いじめられている子のサイン ～

朝（登校前）

- ☐ 朝、起きてこない。布団からなかなか出てこない。遅刻が増えた。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。早退が増えた。
- ☐ 食欲がなくなっている。黙って食べるようになる。
- ☐ 日曜や休日は調子がいい。

夕方（下校後）

- ☐ 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。友達から誘いを避けている。
- ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ☐ かばんや教科書、ノートに落書きがある。所持品の破損や紛失が目立つ。
- ☐ 服装がなんとなく乱れている。汚れが目立つ。
- ☐ 体や顔にあざや傷がある。尋ねても納得のいく説明が得られない。
- ☐ 家から勝手にお金を持ち出す。必要以上のお金を欲しがる。

夜（就寝前後）

- ☐ 携帯電話の着信やメールにおびえる。携帯をコソコソ見ている。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話題が減った。
- ☐ 表情が暗く、家族との会話が少なくなった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- ☐ 寝つきが悪かったり、夜、眠れなかったりする日が続く。

※ 「いじめている子のサイン」 は、学校生活の欄を参照ください。